

## トランクルームしまえるくん利用約款

### (適用範囲)

- 第1条 この約款はトランクルームしまえるくん（以下「ロッカー」という）の利用について、当社とトランクルームしまえるくん利用者（以下「契約者」という）との申込み及びこれらに関する契約（以下「契約」という）に適用されます。
- 2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、本約款の趣旨及び法令に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。

### (営業日時)

- 第2条 案内、受付、契約等の営業日時は、当社の規定によります。
- 2 ロッカーの営業日時は年中無休の24時間営業とします。ただし、設備機械等の点検整備、その他止むを得ない事由により、一部変更することがあります。この場合は、トランクルーム内に掲示します。

### (物品の出し入れ作業)

- 第3条 契約したロッカーへの物品の出し入れ及びこれに要する作業は契約者が行い、別に定める運用、使用方法に従って責任をもって利用するものとし、万一、契約者が選任した作業補助者に関して問題が発生しても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

### (書面による意思表示)

- 第4条 当社は、契約者が当社に通知、指示その他意思表示を行う場合は、書面により行うことを要求することができます。

### (通知、催告)

- 第5条 当社が利用申込書に記載された契約者の住所（第9条の通知があった場合は当該通知のあった住所）にあてて通知又は催告を行った場合は、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### (利用申込書)

- 第6条 契約者は、ロッカーの利用申込みに際し、次の事項を記載した「トランクルームしまえるくん利用申込書」と「全保連保証委託申込書」を記入及び押印し当社に提出してください。
- (1) 契約者の氏名又は名称、住所、電話番号、勤務先の名称、所在地、電話番号
  - (2) 利用ロッカーのご希望タイプ
  - (3) 利用開始日と利用終了日
  - (4) ロッカーに収納する主な物品名
  - (5) 利用料金の支払方法、口座振替・カード決済
  - (6) 契約者以外の緊急連絡先、電話番号

(利用申込み及び引受の拒絶)

第7条 当社は次の事由がある場合は、ロッカーの申込み及びその引受は、一切お断りします。

- (1) ロッカー利用の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 収納物品が発火・爆発・火薬などの危険品、変質腐敗する物、臭気・悪臭を発生する物、収納が不適当な物又は人身、動物。貴金属、絵画、骨董品、美術品、有価証券、紙幣等財産及び生活等に危害を及ぼす物
- (3) 法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する
- (4) その他止むを得ない事由があるとき

(反社会的勢力の排除)

第8条 契約者は、自己または自己の役員について以下の事項を表明し、本契約期間中保証しなければなりません。

- (1) 暴力団、暴力団関係者・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、総会屋等社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団、その他これに準ずるものではないこと
  - (2) 暴力団の要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これに準ずる行為を行わないこと（第三者を利用して行う場合を含む）
- 2 当社は、契約者が第1項の規定に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約及び個別契約の全部または一部を解除してこれによる損害を契約者に請求することができます。

(利用承諾)

第9条 当社が利用を承諾するときは、契約者の身元確認のため自動車運転免許証または健康保険被保険者証の提示を求め確認の上、契約者との間に「トランクルームしまえるくん契約書」及び「貸借保証委託契約書兼貸借保証契約書」をとりかわします。

(通知義務)

第10条 契約者は、次に掲げる事由が発生した場合は、直ちに当社に対してその旨を通知しなければなりません。

- (1) 当社敷地内において建物、施設、設備、用具、機械及び車両又は人身等に損害を与えた場合
- (2) 第6条に掲げる事項に変更があった場合
- (3) セキュリティーカード等の紛失及びロッカー錠を破損した場合

(利用料金)

第11条 当社の定める利用料金は、別途に表示します。

(料金の支払い)

第12条 ロッカーの利用料は、予め別に定めた場合を除き、当社所定の料金を契約料金計算上の単位月毎に前納してください。その他の費用についても所定の支払い方法によりすみやかにお支払いください。

2 料金計算の単位期間は1ヶ月(1日～末日)として計算します。

(遅延損害金)

第13条 契約者は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わない場合は、その日の翌日から支払いに至るまで、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。振り込み手数料は契約者負担とします。

(料金の変更)

第14条 利用料金並びにその他の料金は、経済情勢の変動、公租公課その他の負担増加により変更することもあります。

(業務上受領する金銭の利息)

第15条 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息をつけません。

(解約事項)

第16条 契約者が途中解約する場合には、解約の日の満2ヶ月前に解約通知書によって届け出るものとします。但し、この予告に代えて利用料金の2ヶ月分以上相当額を支払って、即時解約することが出来ます。

但し、期間満了2ヶ月前までに契約者から何等変更の申し出がない場合は、更に1箇年更新されるものとし、以後同様とします。

(契約の解除)

第17条 当社は、契約者に次の事項に該当する行為があった場合は、無催告で契約の解除ができます。

- (1) 第7条(2)及び(3)に該当することが明らかになったとき、あるいはそのおそれがあるとみなした場合
- (2) 利用ロッカーを転貸したり、契約上の権利を他に譲渡した場合
- (3) 契約者が利用料金を支払わないとき。或いは、契約者が行方不明等で当社がその事実を知った日の翌日から起算して15日迄に利用料の払込のない場合
- (4) 別に定める使用規則等に違反し、トランクルーム内の運営及び管理面に著しく支障を生じるか、又、そのおそれがある場合
- (5) ロッカーの内部又は外部を改造した場合
- (6) 契約者が、この約款に一つでも違反したとき
- (7) 第8条に該当することが明らかになったとき、あるいはそのおそれがあるとみなした場合

2 当社は、営業を廃止し又は休止しようとする場合は、契約を解除することがで

できます。この場合にあっては解除日の6ヶ月前にその旨を予告するものとします。

- 3 当社は、第1項の規定により契約を解除した場合は、これによる損害については賠償の責任を負いません。
- 4 当社は、第2項の規定により契約を解除した場合であっても、その営業の廃止又は休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害については賠償の責任を負いません。
- 5 第1項及び第2項の規定により契約を解除される場合は、当社に対し名目の如何を問わず、立退き料等その他一切の金銭の請求をすることはできません。

(契約の終了による明渡しなど)

第18条 契約の解除、解約その他本契約が終了したときは、契約終了日までに利用料残金の清算を行い、すみやかにロッカーを明渡してください。

(1) 万一、明渡しが遅れたときは、原因如何にかかわらず、契約終了日の翌日から明渡しの日まで、当社所定の料金をいただきます。

(2) 第17条(3)による明渡し、明渡し請求日から起算して15日以上遅滞のときは、当社において任意の方法で開扉のうえ収納物品を処分いたします。この場合には、契約者に処分に要した費用を請求します。

(緊急閲覧、開錠および立入検査)

第19条 法令の定めるところにより、又は当社において緊急止むを得ないと認めた場合は、契約者に通知することなく、収納物品の閲覧、開扉又は立入検査をすることがあります。

(収納物品の出し入れ拒絶)

第20条 当社は、利用料金の支払いが指定日期日までにない場合は、当該ロッカーの開扉及び収納物品の返還請求に応じません。

2 契約者は、前項の規定による留置の期間は、利用料金と同額の金銭を支払うものとします。

3 当社は、1項の規定により開扉の請求に応じない場合は、これによる損害等については損害賠償の責任を負いません。

(契約者の賠償責任)

第21条 契約者は、収納物品の性質又は欠陥により当社又は他の契約者に与えた損害、或いはロッカー及び機器類、その他施設内の設置物等に与えた破損、紛失等の損害については、賠償の責任を負わなければなりません。

(免責事由)

第22条 当社は、次の事由により生じた損害については、賠償の責任を負いません。

(1) 収納物品の性質、欠陥若しくは自然の消耗又は荷造りの不完全

(2) 虫害、鼠害

- (3) 戦争、事変、暴動、強盗又は労働争議
  - (4) 地震、津波、高潮、洪水、暴風雨、雨漏り又は気候の変遷
  - (5) 徴発又は防疫
  - (6) 契約書、セキュリティーカード等の紛失の当社への未通知
  - (7) 前各号に掲げるものの他、抗拒若しくは回避することのできない災厄、  
事故、命令、処置又は保全行為
- 2 当社は、当敷地内で発生した盗難、傷害その他事故について、当社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負いません。
  - 3 当社が契約者に賠償責任を負う場合は、当社又は当社の使用人による故意又は重大な過失によって生じた場合に限ります。
  - 4 契約者は、第3項の損害賠償を当社に対して請求しようとする場合は、その損害が当社又は当社の使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければなりません。
  - 5 当社は、契約者のために収納スペースを提供するものであり、収納物品の保管及び管理の責任を負うものではありません。

## 個人情報の取り扱いについて

当社は、トランクルームしまえるくん利用契約に伴い、お客様の個人情報をいただいております。この書面は、この度のご契約に伴い入手するお客様の個人情報の保護と取扱いにつきまして、個人情報保護法の規定に従いご説明するものです。

### 1. 個人情報に対する当社の基本姿勢

当社は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを担保するために、「個人情報保護基本方針」「個人情報取扱規定」を定め実行してまいります。

### 2. 当社が保有する個人情報

- (1) 当社は、トランクルームしまえるくん利用契約に伴い入手した契約者様（以下お客様といいます）の個人情報を有しています。
- (2) お客様の個人情報は、トランクルームしまえるくんのデータベースに登録されます。当該データベースに登録されるお客様の個人情報は、契約書、口座引落依頼書に記載された情報、お客様がご登録されたカード引落に必要な情報、契約の履行に伴い発生する入金情報等です。

### 3. 個人情報の利用目的

お客様との契約履行、契約、入金管理

### 4. 個人情報の第三者への提供

お客様の個人情報は、お客様と契約目的を達成するために、以下の者に対して提供することがあります。（第三者への提供にあたっては、機密保持のため必要な措置を講じます。第三者への個人情報の提供は停止請求できますが、契約履行上管理上の支障が生じることがあります。）

- (1) 契約者信用照会のための情報機関（必要な場合）
- (2) 契約者が利用料を滞納した場合の債権回収代行業者

### 5. 個人情報の保護対策

- (1) 当社の従事者に対して個人情報保護のための教育を行い、お客様の個人情報を厳重に管理いたします。
- (2) 当社は、保有する個人情報の安全管理のため、「個人情報に関する安全保護措置及び対応要領」を定め、必要なセキュリティ対策を講じております。

### 6. 個人情報処理の外部委託はありません。

### 7. 個人情報の共同利用

当社は、契約者ご本人様の個人情報に限り、氏名、住所等お客様へのご連絡に必要なとなる最小限の範囲のものについて当社他部門及び系列会社との間で、商品、サービスをご紹介するために共同利用する場合がございます。いずれの場合も、管理に関する第一次的責任をトランクルームしまえるくん管理部署が負うものといたします。また、ご希望にならない場合はお申し出をいただければ迅速に停止等の処理を

いたします。

8. お客様からの利用停止・開示・訂正等の請求、苦情・相談窓口

(1) 個人情報に関する利用停止、開示、訂正等の請求及び問合せ窓口

トランクルームしまえるくん受付 TEL0120-06-0044

当社は、お客様からご自身に関する個人情報の利用停止、開示、訂正、変更、削除を求められた場合は、ご本人様からの申し出あることを確認させていただいた上で個人情報保護法に基づき速やかに対処いたします。

## トランクルームしまえるくん使用規則

当社は、契約者に次の事項による使用規則を定めます。

- (1) 収納物品については貴金属、絵画、骨董品、美術品、有価証券、紙幣、危険物薬品及びこれに準ずる、動物、植物、その他収納を禁止されたものを収納してはならない。
- (2) トランクルーム内にむやみに釘を打ったり、壁、天井に金具、フック等を掛けてはならない。また、壁に重量物をたてかけてはならない。
- (3) トランクルーム内や室内で、火や熱の出るものを扱わない。
- (4) 住居並びに事務所等に使用しない。また、動物・植物の飼育・栽培をしてはならない。
- (5) 退去時、トランクルーム内の清掃は各契約者が責任を持って行う。
- (6) 通路部分又はその他のスペースに、荷役作業以外の私物並びに廃棄物を置いてはならない。
- (7) ゴミは、いかなる種類でも投棄又は放置を絶対にしてはならない。
- (8) 扉、鍵、壁、天井を壊してはならない。扉、鍵、壁、天井を壊した場合は実費をご請求いたします。
- (9) 駐車場の利用に際しては、他の契約者様との共同利用のため1時間以内の滞在とします。